（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第三十三条第五項の規定による帳簿の保存	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第三十三条第五項の規定による帳簿の保存
公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）	第十七条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け及び保存	（新設）	（新設）
臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）	第十二条の規定による記録の保存	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）	第十七条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け及び保存
臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）	第五十三条第二項の規定による書類並びに同条第三項の規定による修正した記録並びに修正者の氏名及び修正を行った年月日の記録の保存	（新設）	（新設）
	第八十三条第一項の規定による帳簿の備付け	（新設）	（新設）
	第八十三条第二項の規定による帳簿の保存	（新設）	（新設）
	第八十五条第二項の規定による審査意見業務に係る実施計画その他の審査意見業務を行うために研究責任医師から提出された書類、同条第一項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び認定臨床研究審査委員会の結論を審査意見業務に係る実施計画を提出した研究責任医師に通知した文書の写しの保存	（新設）	（新設）